

SAUNATURE 水風呂・チラー保証規定

1. 製品と保証期間

1-1. 水風呂(浴槽本体)

区分	保証期間(上限)
水風呂本体(浴槽・躯体部)	1年
架台・フレーム構造部	1年
標準配管部材・接続金具	1年
オーバーフロー・ドレン等の金物類	1年
付属アクセサリー	1年

1-2. チラー(冷却機本体・制御ユニット)

区分	保証期間(上限)
チラー本体(ポンプ・熱交換器含む)	1年
制御ユニット・操作パネル	1年
センサー類(温度センサー等)	1年
配線・電装品(リレー・基板等)	1年

2. 一般

2.1. 本保証は、Saunature合同会社(以下「当社」といいます)が販売する水風呂およびチラー製品(以下総称して「本製品」といいます)の新規購入品に適用される限定保証です。

2.2. 当社は、本保証条件に従い、保証期間中、通常の使用状態において本製品に材料および製造上の欠陥がないことを保証します。

2.3. 保証は、前記「製品と保証期間」の各表に記載された製品区分に限り適用されます。

2.4. 本保証は、日本の法令に基づくお客様の法定の権利を制限するものではありません。

3. 保証が有効となるための要件

保証は、以下の条件をすべて満たす場合に有効となります。

3.1. 納品後速やかに本製品の外観および数量等を確認し、輸送中の損傷や明らかな不具合がある場合は、受領日または設置完了日から7日以内に書面またはメールで当社または販売店に通知していること。

3.2. 水風呂およびチラーが、当社の施工マニュアルおよび建築基準法・電気事業法その他関係法令・条例に従い、適切な基礎・配管・電気設備のもとで設置されていること。

3.3. 電気工事および配管工事が、資格を有する専門の電気工事士・管工事業者により、関連法令・規格(PSE等)に適合する方法で施工されていること。

3.4. 本製品が、当社が提供する取扱説明書およびメンテナンスガイドに従って、適切に運転・点検・清掃・メンテナンスされていること。

3.5. 冷却対象水質が、当社が指定する範囲内(水道水相当、pH・塩素濃度・不純物濃度等)で維持されていること。

3.6. 不具合が、材料または製造上の欠陥に起因するものであり、通常の摩耗、経年劣化、誤使用、外部要因によるものではないこと。

3.7. 本製品の購入代金が全額支払われていること。

4. 保証請求

4.1. お客様は、不具合または損傷を発見した日から7日以内に、当社または購入元の正規販売店を通じて保証請求を行うものとします。

4.2. 引渡しまたは設置前に確認可能な外観上の損傷(傷、凹み、割れ等)がある場合は、設置・通水前に写真を添付した保証請求を提出する必要があります。

4.3. 保証請求時には以下の情報を提供してください。

- 製品名・モデル名・シリアル／ロット番号(ある場合)
- 不具合または損傷の内容および写真(可能な場合)
- 設置場所・使用環境(水質・水温レンジ・使用頻度など)
- 購入証明書(領収書、請求書、注文書など)

4.4. 保証請求は、該当する保証期間内に行われなければなりません。

5. 保証の対象外(除外事項)

以下に起因する不具合または損傷は、本保証の対象外とします。

- 水質管理不良(高濃度塩素、強酸性・強アルカリ、井戸水の高硬度・高鉄分・高マンガ
ン、入浴剤・薬剤・オゾン等の過剰使用)に起因する腐食・変色・スケール付着・詰まり。
- 連続運転時間・設定温度・出力等が取扱説明書で定める範囲を超えた運転による損傷。
- フィルター・ストレーナーの未清掃・交換遅延による詰まり、流量不足、ポンプ焼損等。
- 木製・FRP・ステンレス等の浴槽材の特性に起因する、機能に影響しない外観変化(軽微
な色ムラ、細かな傷、経年によるツヤ変化など)。
- 結露・換気不足・直射日光・降雪・塩害・凍結等、設置環境の不備による錆・腐食・膨れ・
ひび割れ等。
- 冬季の凍結防止対策不備(水抜き不足・凍結防止ヒーター未設置等)による配管・熱交
換器の破損。
- 取扱説明書・施工マニュアルに反する使用・施工・メンテナンスによる損傷。
- 異常電圧・電源品質不良(瞬低・サージ・誤配線等)に起因する電装品の故障。
- 当社の書面による承認なく行われた改造・追加工事、または純正品以外の部材・冷媒・
制御機器等の使用に起因する損傷。
- 本製品と互換性のないポンプ・ろ過機・薬注装置・制御システム等との組み合わせによる
損傷。
- 施工不良(据付不良、水平不良、支持不足、防水処理不良など)に起因する水漏れ・変
形・破損。
- 保証期間終了後に発生した不具合または損傷。
- 日常点検・定期清掃・消耗品交換など、所有者の責任で行うべき通常のメンテナンス作
業。

6. 保証対応および責任の制限

6.1. 報告された不具合が本保証の対象外と判断された場合、検査・診断・出張に要した実費(交
通費・作業費・試運転費用等)をお客様に請求する場合があります。

6.2. 保証請求が認められる場合、当社は単独の裁量により、以下のいずれかの方法で対応しま
す。

- 該当部品またはユニットの修理
- 該当部品またはユニットの交換
- 製品代金の一部または全部の返金
- 価格の減額その他、書面で合意した方法

※部品・ユニットの交換・修理により、元の保証期間が延長されることはありません。

6.3. 法律で認められる最大限の範囲において、当社は、本製品の不具合または保証対応の遅
延に起因する営業損失、逸失利益、休業損害等の間接的・結果的損害について責任を負いま
せん。

7. 準拠法および紛争解決

7.1. 本保証条件は日本法に準拠し、その解釈に従うものとします。

7.2. 本保証条件に関して紛争が生じた場合、当社本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

8. その他

8.1. 本保証条件は、2025年1月1日以降に当社から購入された本製品に適用されます。

8.2. 当社は、事前の通知なく本保証条件を改訂または更新する権利を有します。

8.3. 本書に明示的に定めるものを除き、その他の明示または黙示の保証(商品性・特定目的適合性等)は、法律で認められる範囲で排除されます。
